答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成18年5月29日、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「時系列に今までの経過を出して欲しい。平成18年~平成15年6月頃より 今後の方針 橿原市 町 番地」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

平成18年6月12日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「・不法占用物件の概要(橿原市 町 番)・橿原市 町 不法占用に係る協議、打ち合わせ記録」(以下「本件行政文書」という。)を特定した上で、次の「(1)開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、次の「(2)開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

- (1) 開示しないことと決定した部分(以下「本件不開示情報」という。)
 - ア 不法占用者の住所及び氏名
 - イ 関係者の氏名(公務員、総代及び区長を除く。)
 - ウ 協議を行った場所
 - エ 不法占用者及び関係者との協議内容

(2) 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため 条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務 の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年6月27日、本件決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

4 諮 問

平成18年7月11日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

不開示となった部分の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次の とおりである。

不法占用に係わる協議の内容が消されている。

不法占用の打ち合わせ内容が消されている。

平成15年3月の行政代執行が急に中止された理由が明示されていない。

今後この不法占拠に対して、県はいかに、いつまでに解決するのか。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件開示請求において、請求する行政文書の名称として記載されていたのは、「時系列的に出して欲しい。平成18年~平成15年6月頃より 今後の方針 橿原市町 番地」である。

番地は、 番 の誤記であると考えられ、実施機関が保有する文書には 今後の方針について明記したものは存在しないため、不法占用物件の概要及び不法占 用者との土地明け渡しについての交渉記録を開示請求対象の行政文書として特定した ものである。

2 条例第7条第2号の該当性について

不法占用に関する土地明け渡しについての協議において、不法占用者及び関係者と

県とのやりとりの記録は、そのすべてが相手方の個人情報であることは明らかであり、第2号本文の「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」に該当する。

次に、第2号に係る除外規定であるア、イ、ウについて、検討する。

当該記録が「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しないことは明らかである。

また、当該記録は公務員等の職務の遂行に係る個人情報ではないため、公務員等に関する情報に係る除外規定である「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」には該当しない。

以上から、当該記録は、除外規定ア、イ、ウのいずれにも該当しない情報であるため、条例第7条第2号本文に該当し、不開示情報となる。

3 条例第7条第6号の該当性について

当該協議は、県の事務である県道用地の管理に関するものであり、土地明け渡しについての協議は、不法占用者及び関係者との話し合いを積み重ねて進められるもので、協議内容やその結果は公表しないことを前提として実施している。

こうしたことから、協議の内容を開示することにより、関係当事者との信頼関係が 損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の理解協力を得ることが困難になり、 また将来の同種の事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、 条例第7条第6号に該当し、不開示情報となる。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の 県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその 諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民 本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用 に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければなら ない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報

を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

本件行政文書は、県道敷地内における不法占用物件の概要及び関係者等との協議内容が記録された文書である。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第2号に該当するとしているので、以下検討する。

(1)条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信 条、職業、収入、資産、家族関係等、個人に関する一切の情報をいうものである。

本件不開示情報のうち不法占有者の住所及び氏名並びに関係者の氏名は、特定の個人が識別できることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。また、協議を行った場所は、ホームページ等で公開されている特定議員の事務所であり、それと照合することにより特定の個人が識別できることから条例第7条第2号本文に該当する。

次に、不法占用者及び関係者との協議内容は、不法占用の土地明け渡しについて話し合われた内容が、発言者の氏名とともに、具体的に記載されている。

これらは、一体として個人情報を形成しており、条例第7条第2号本文に掲げる 情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報は、その記載されている内容から見て、本号ただし書アからウまでに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

(3)まとめ

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断する。

4 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって」(前段)、「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(後段)に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件不開示情報が本号に該当するとしているので、以下検討する。

(1)条例第7条第6号前段について

本件不開示情報は、不法占用者の住所及び氏名、関係者の氏名、協議を行った場所並びに不法占用者及び関係者との協議内容である。これらはすべて、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に掲げる情報に該当する。

(2)条例第7条第6号後段について

本件不開示情報は、不法占用者等と県との不法占用されている土地の明け渡しについての協議内容が、発言者の氏名、協議を行った場所等とともに、具体的に記載されているものである。

実施機関は、本件不開示情報について、開示されることにより、関係当事者との信頼関係が損なわれ、それ以降における情報収集や相手方の理解協力を得ることが困難となり、また将来の同種の事務の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると主張する。

実施機関が主張するように、不法占用されている土地の明け渡しについての協議は、不法占用者及び関係者との話し合いを積み重ねて進められるもので、協議内容やその結果は公表しないことを前提として実施している。

仮に、協議の内容を開示することとした場合、不法占用者等が協議の内容を開示されることをおそれて、協議に応じないなどの事態が生ずることは十分に予想され、それ以降における情報収集が困難となるなど、不法占用状態を是正しようとする事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第6号後段に掲げる情報に該当する。

(3)まとめ

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第6号の不開示情報に該当すると判断する。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審査経過			
平成18年 7月11日	実施機関から諮問を受けた。			
平成18年 8月23日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。			
平成18年 9月20日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。			
	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。			
平成18年12月 6日 (第113回審査会)	・事案の審議を行った。			
平成19年 1月17日 (第114回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。			
平成19年 4月 6日	・ 実施機関に対して答申を行った。			

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役	識 名		備	考
いけだ としま 池田 敏雄	関西大学教授(行政法)		会	長
いしぐる よしひこ 石黒 良彦	弁 護 士				
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情	報センター所長	Ē		
ちはら みぇこ	奈良大学教授(臨床心理学)			
*************************************	大阪市立大学教	7授(憲法)		会 長 代	理